

地球にやさしい仕事の仕方を目指して
鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

平成 16 年度版



私の名前はエコラ。鎌倉の上空から、地球環境を見守っています。

発行にあたって(編集方針)

- 本報告書は、鎌倉市役所が、鎌倉市内の事業所のひとつとして事務事業に伴う環境負荷を低減するため、環境省の策定したエコアクション21(環境活動評価プログラム)に基づいて、事業所としての環境マネジメントに取り組んだ記録です。
- 本報告書の扱う事務事業の範囲は、鎌倉市が行うすべての事務事業で、教育委員会、消防や一般廃棄物の処理事業、下水道事業を含みます。
- 平成16年度版は、鎌倉市役所における平成15年度の環境負荷の実績を把握・評価し、監査を実施、計画の見直しをするなど、環境マネジメントシステムを運用した結果を報告書としてまとめ、公表しています。

鎌倉市役所の概要(平成16年4月1日現在)

- 所在地(本庁舎) 鎌倉市御成町18番10号
- 市長 石渡 徳一
- 職員数 1,562人
- 施設の規模
本庁舎・4行政センター・クリーンセンター・
保育園・学校・消防署など119施設
延床面積の合計 335,000㎡
- 参考
 - ・ 鎌倉市人口 169,168人
(国勢調査人口を基礎とした推計人口)
 - ・ 平成15年度予算
一般会計 54,205,000千円
特別会計 50,763,400千円

目次

発行にあたって(編集方針)	1
鎌倉市役所の概要	1
環境方針	2
鎌倉市役所の仕事と環境との かかわり	3
環境行動計画	
環境目標と実績	5
環境目標実現のための 取り組み	7
法律の遵守・緊急事態への 準備	8
推進体制	8
環境情報の提供や情報交換	10
研修	10

■エコアクション21(EA21)とは

EA21は、幅広い事業者における環境への取り組みを促進するため、平成8年に環境省が策定しました。EA21は、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築すると共に、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。また、環境省では、平成16年度からEA21の認証・登録制度を開始し、現在、手続きの詳細が検討されています。

環境方針

鎌倉市は環境方針として、鎌倉市役所が事務事業を行うにあたり配慮すべき基本理念と、重点的に取り組むべき方針を示し、その実現を約束します。

基本理念

鎌倉市役所は、市域の事業所のひとつとして、鎌倉市環境基本条例第3条に掲げる次の基本理念に従って行動します。

- 1 環境の保全是、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行います。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行います。
- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進します。

基本方針

鎌倉市役所は、基本理念に従った行動を実現するために、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取り組みを行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。特に次のことに重点的に取り組みます。

- 1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- 2 市が率先して、グリーン購入を推進します。
- 3 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努めます。
- 4 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- 5 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- 6 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。

平成16年2月27日

鎌倉市長 石 渡 徳 一

鎌倉市環境基本条例

平成6年(1994年)12月に制定された鎌倉市環境基本条例は、昭和47年(1972年)に制定された鎌倉市環境保全基本条例を、地球環境保全や健全な生態系の保全の視点を加えて改正したもので、現在および将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的に、3つの理念を掲げています。

鎌倉市役所の仕事と環境とのかかわり

鎌倉市役所では、事務事業にともなう環境とのかかわりを把握し、環境負荷低減のため努力します。

鎌倉市では、市役所本庁舎や行政センターにおける窓口業務、市施設の運営のほか、市民の出すごみ(一般廃棄物)の処理や、汚水(公共下水道)の処理も市役所で行っています。これらの事務事業を行うにあたりエネルギー

を消費し、その結果、様々な物質を地球環境へ放出しています。それぞれの業務を行う事業所に外部から投入される物質の種類と量及び、事業所から外部に排出される物質の種類と量を下図に示します。

総エネルギー投入量

平成 15 年度
物質投入量
インプット

エネルギーの種類と使用量			エネルギー量(MJ) *1
購入電力			39,371,324kWh
化石燃料	灯油	130,249 ℓ	4,780,138.3
	A重油	279,309 ℓ	10,920,981.9
	都市ガス	614,600N m ³	25,260,060.0
	液化石油ガス	51,172 kg	2,568,834.4
	ガソリン	89,913 ℓ	3,110,989.8
	軽油	155,220 ℓ	5,929,404.0
	合計		52,570,408.4
新エネルギー(太陽光発電)			13,236kWh
総計			439,638,172.9

市役所の
主な仕事

窓口業務などの事務・施設の運営

温室効果ガス排出量 *2

活動の種類	排出ガス	二酸化炭素換算量(kg-CO ₂)
電気の使用(事務室等、下水・廃棄物の処理等)	CO ₂	14,882,360
燃料の使用(自動車の走行、暖房用、ディーゼル機関等)	CO ₂ , N ₂ O	3,146,982
自動車の走行、カーエアコン	CH ₄ , N ₂ O HFC	13,703
一般廃棄物・廃プラスチック・下水道汚泥の焼却	CO ₂ , N ₂ O CH ₄	15,779,575
下水道処理	CH ₄	373,654
合計		34,196,275

- **各データの算出方法** 市役所の各部等で所管する施設や事業で消費した電力・燃料・水道や紙類等の量を基に算出し、まとめました。
- ***1 エネルギー量 (MJ)** メガジュールはエネルギー量の単位。メガは 10^6 倍のこと。
- ***2 温室効果ガス** 大気中の温室効果ガスの濃度が増加して、太陽からの放射熱と地表からの放射熱のバランスが崩れ地球温暖化が進んでいます。二酸化炭素(CO_2)・メタン(CH_4)・一酸化二窒素(N_2O)・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF_6)の六種類のガスをいいます。
- ***3 PRTR法** 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、各事業者が環境中への排出量や廃棄量等を把握して国へ報告し、国は集計結果を公表する仕組みになっています。

一般廃棄物投入量

家庭からの廃棄物(資源物も含む)と事業所からの一般廃棄物

83,236 t

水投入量

上水使用量

595,631 m^3

下水流入量

20,219,385 m^3

水質汚濁物質(BOD 負荷量)

2,937 t

紙投入量

紙(印刷・コピー用紙等)
トイレットペーパー

A4 換算 23,715,984 枚
55,116 ロール

市民事業者からの一般廃棄物の処理・下水処理

廃棄物排出量

再生 利用	古紙類	10,356.99t
	ミックスペーパー	1,821.88t
	ビン	1,559.96t
	缶	534.69t
	ペットボトル	326.38t
	容器包装プラスチック	100.75t
	植木剪定材	3,600.19t
	焼却灰(一般廃棄物)	5,214.67t
	その他	4,477.56t
	合計	27,993.07t
再使用	ビン・古布	1,094.34t
最終処分量	汚泥・がれき類	97.50t

排水量

公共用水域の排水量

20,219,385 m^3

水質汚濁物質(BOD 負荷量)

74 t

化学物質排出量・移動量

	大気への排出	公共用水域への排出
PRTR法 対象物質*3	0 t	1.2 t
ダイオキシン類	24.11mg	0.02mg
その他の物質	0 t	304 t

鎌倉市役所の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、平成 16 年度から 18 年度までの環境目標を定めます。

今年度は、職員の取り組みの結果が明確になるように、主に職員が取り組む目標と、市域の廃棄物量や下水使用量に影響される目標をそれぞれ別個に定めました。なお、平成 14 年 12 月に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」に対応する市域全体における温室効果ガス排出量の削減目標は、これらを合算して設定しました。

職員が取り組む市役所における環境負荷の低減

◇公共施設における電気使用量の削減

	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
電気使用量 (kwh)	14,544,828	14,661,187	14,027,764	14,253,931	14,181,207	14,181,207
増減率		0. 8 %	－3. 6 %	－2. 0 %	－2. 5 %	－2. 5 %
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	5,497,945	5,541,929	5,302,495	5,387,986	5,360,496	5,360,496

◇公用自動車(ゴミ収集車・消防車両を除く)の走行に伴う二酸化炭素排出量の削減

	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	203,930	203,523	173,103	173,103	173,103	173,103
増減率		－0. 2 %	－15. 0 %	－15. 0 %	－15. 0 %	－15. 0 %

◇公共施設における上水使用量の削減

	平成 14 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
上水使用量(m ³)	379,347	375,554	372,605	360,380	360,380	360,380
増減率		－1. 0 %	－1. 8 %	－5. 0 %	－5. 0 %	－5. 0 %

◇紙購入量の削減

	平成 14 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
A4換算(枚)	24,333,685	24,090,348	23,715,984	23,117,001	21,900,317	21,900,317
増減率		－1. 0 %	－2. 5 %	－5. 0 %	－10. 0 %	－10. 0 %

◇グリーン購入の推進

鎌倉市では、平成 14 年 12 月に「鎌倉市グリーン購入基本方針」と「平成 15 年度調達方針」を策定し、15 年度は、紙類・文具類・OA 機器など 81 品目のグリーン購入を進めました。平成 15 年度における分野別調達率は下表のとおりです。また、「平成 16 年度調達方針」では、家電製品・照明・自動車等及び公共工事を対象に加え、181 品目のグリーン購入に取り組みます。16 年度は、紙類・文具類・機器類・OA 機器・家電製品・エアコンディショナー等・繊維類・その他の繊維類について、**調達目標 100%**を設定しました。

	紙類	文具類	機器類	OA 機器	制服等	インテリア等	作業用手袋
平成 15 年度調達率	99. 7%	97. 9%	99. 6%	100%	91. 1%	73. 5%	96. 2%

平成 15 年度の評価

公共施設における電気使用量（前年度版では「事務室等における電気使用に伴うCO₂ 排出量」）は、目標値より大きく削減できました。これは、不要な電気製品の撤去に加え、冷夏の影響が考えられるため、16 年度の目標値は、昨年度定めた 17 年度目標値を繰り上げた 2% 削減にとどめました。公用自動車の走行に伴う CO₂ 排出量（前年度版では「自動車の走行に伴う CO₂ 排出量」）も大きく削減できたので、今後もこれを維持します。また、上水使用量、紙購入量の削減とも順調に進んでいるので、今後も目標を達成するように努力します。

一般廃棄物処理事業と下水道事業に伴う環境負荷の低減

◇一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減

	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値 ・ 推 計 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
一般廃棄物 焼却量(t)	49,440	44,461	44,110	43,860	43,760	41,560
増減率		-10. 1%	-10. 8%	-11. 3%	-11. 5%	-15. 9%
廃プラスチック 焼却量(t)	6,027	5,254	5,522	5,442	5,442	3,592
増減率		-12. 8%	-8. 4%	-9. 7%	-9. 7%	-40. 4%
廃棄物処理のため の電気使用量 *1	8,049,264	—	7,405,169	7,161,268	7,528,768	7,359,268
増減率		—	-8. 0%	-11. 0%	-6. 5%	-8. 6%
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ *2	20,007,104	17,466,202	18,538,131	18,363,983	18,543,105	13,502,223
増減率		-12. 7%	-7. 3%	-8. 2%	-7. 3%	-32. 5%

*1 一般廃棄物焼却量の増減に応じて必要な電気使用量を推計(単位: kwh)

*2 焼却に伴う温室効果ガス、電気・重油・灯油等使用及びごみ収集車等の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を合算

◇公共下水道事業における環境負荷の低減

公共下水道の普及に伴う下水流入量、下水汚泥、電気使用量の変動を推計すると下表のとおりです。

	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		推 計 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
下水流入量(m ³)	18,118,069	—	20,219,385	21,864,000	22,492,000	23,120,000
増減率		—	11. 6%	20. 7%	24. 1%	27. 6%
下水汚泥 焼却量(t)	9,974	—	13,808	15,997	16,426	16,885
増減率		—	38. 4%	60. 4%	64. 7%	69. 3%

	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		推 計 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
下水道事業のための電気使用量(kwh)	16,738,507	—	17,938,391	19,165,160	19,997,000	20,625,000
増減率		—	7. 2%	14. 5%	19. 5%	23. 2%
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ *1	7,416,731	—	7,897,115	8,501,492	9,252,606	9,522,462
増減率		—	6. 5%	14. 6%	24. 8%	28. 4%

上記のように下水道事業全体の環境負荷増加が見込まれるため、処理水量1m³あたりの二酸化炭素排出量を低減することを目標としています。

	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
処理水量あたりの二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ /m ³	0.41	0.40	0.39	0.39	0.41	0.41
増減率		-2. 4%	-4. 9%	-4. 9%	0%	0%

◇ダイオキシン類の大気への排出量の削減 *3

	平成 14 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
排出量(mg)	1,810	1,785	24	218	327	327
増減率		-1. 4%	-98. 7%	-88. 0%	-81. 9%	-81. 9%

*3 一般廃棄物及び下水污泥焼却に伴いダイオキシン類が生じます。

平成 15 年度の評価

一般廃棄物処理事業について平成14年度実績と比較すると一般廃棄物焼却量は減少しましたが、廃プラスチック焼却量は、9月から容器包装プラスチックの分別回収を一部地域で開始したにもかかわらず、市域全体では増加しています。このため、廃棄物処理に伴うCO₂排出量も増加し目標値も達成できませんでした。今後、17年度までは現行程度で推移し、18年度は容器包装プラスチックを全地域分別する予定のため 32.5%減少を目標とします。公共下水道については、公共下水道整備の進捗に伴い污泥焼却量、電気使用量が増加していく見込みのため、処理水1m³あたりのCO₂排出量の削減を目標としており、目標値を達成しています。「ダイオキシン類の大気への排出量」は、平成14年12月からの規制強化へ対応した結果、15年度は大幅に減少しています。16年度から18年度の目標は、今泉クリーンセンターの稼働開始を視野に入れながら、国ガイドラインの約50%以内の水準を目標値としました。

市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量の削減

「地球温暖化対策推進に関する法律」に策定を義務付けられている「地球温暖化対策実行計画」に基づく市役所の業務全体から発生する温室効果ガス発生量及び目標は、下表のとおりです。15年度は当初見込みより廃プラスチック焼却量が増加したため、全体の目標を達成できませんでした。このため、16・17年度の目標を見直しました。

市役所全体	平成 12 年度 (基準年)	平成 15 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	35,467,493	34,048,793	34,196,275	34,722,676	35,467,493	30,572,979
増減率		-4. 0%	-3. 6%	-2. 1%	0%	-13. 8%

環境目標を実現するために鎌倉市役所で職員が重点的に取り組む項目を選び、それぞれの取組率の目標を定めます。

実績の把握は、各部門ごとに、「8割以上実行していた」は3点、「5割以上8割未満実行していた」は2点、「3割以上5割未満実行していた」は1点、「実行は3割未満であった」は0点として採点し行いました。取組率は、満点に対する採点の合計を算出したもので、「非該当」の場合は満点に加算してありません。

温室効果ガス排出量の削減に向けて

	15年度取組率		取組率目標		
	目標	実績	平成16年度	平成17年度	平成18年度
昼休みの消灯	95%	96%	96%	97%	97%
昼休みや席を離れるときのOA機器の電源切断	90%	77%	90%	90%	90%
定時退庁の徹底	85%	95%	96%	97%	97%
不要な電気機器の使用抑制	90%	95%	96%	97%	97%
自動車使用の利用抑制	75%	89%	89%	90%	91%
水曜ノーカーデーの徹底	50%	69%	70%	71%	72%
アイドリングストップ等環境を配慮した運転	90%	85%	90%	91%	92%

「昼休みや席を離れるときのOA機器の電源切断」は約半数の実行部門で8割未満の取組率であったため、全体で目標が達成できませんでした。実行部門ごとでの取組率向上に努力します。その他の、目標は達成したため、取組率目標を上方修正しました。

上水使用量の削減に向けて

	15年度取組率		取組率目標		
	目標	実績	平成16年度	平成17年度	平成18年度
節水コマの設置や元栓の調整	9%	67%	68%	69%	70%

公共施設管理部門が、積極的に節水コマの設置や元栓の調整を行い目標を大幅に超えたため、目標を上方修正しました。

紙購入量の削減に向けて

	15 年度取組率		取組率目標		
	目標	実績	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
会議資料等の簡素化	90%	88%	90%	90%	91%
印刷物の適正数量の作成	90%	94%	95%	96%	97%
両面印刷・両面コピーの徹底	90%	75%	90%	90%	90%
電子メディア等の利用によるペーパーレス化	90%	67%	90%	90%	90%

「電子メディア等の利用によるペーパーレス化」は、8 割以上取り組んでいる実行部門は 3 部門だけで、取り組みが遅れています。

一般廃棄物焼却量等の削減に向けて

	15 年度取組率		取組率目標		
	目標	実績	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
市役所でのごみの分別の徹底	95%	100%	100%	100%	100%
再使用又はリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用	90%	89%	90%	91%	92%
詰め替え可能な製品の利用や備品の修理による延命化	90%	91%	91%	92%	93%
包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用	90%	94%	94%	94%	95%

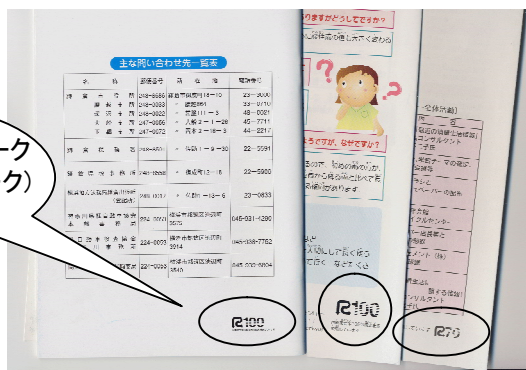
「市役所でのごみの分別」は平成 3 年度から実施しているため、意識が浸透しています。

グリーン購入徹底のために

「平成 16 年度鎌倉市グリーン購入調達方針」では、紙類・文具類など 8 分野で調達率 100% の目標を掲げています。そこで、グリーン購入徹底のために次の項目に取り組みます。

	平成 15 年度 取組率実績	取組率目標		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
調達方針の特定調達品目以外でも、環境ラベル製品等を購入	96%	100%	100%	100%
印刷物への R マークの明記	67%	100%	100%	100%
物品納入業者や公共工事請負業者等へのグリーン購入基本方針・調達方針の周知	73%	90%	100%	100%

印刷物には R マーク
(再生紙使用マーク)
を明記



法律の遵守・緊急事態への準備

鎌倉市役所は事業所として環境関連法令を遵守し、環境上の緊急事態への準備体制を整備しています。

事業所の施設等により、次の各法令が対象になります。いずれも、法令に定められた調査分析を実施しており、規制基準を満足していました。また、平成 15 年度に環境上の緊急事態はありませんでした。

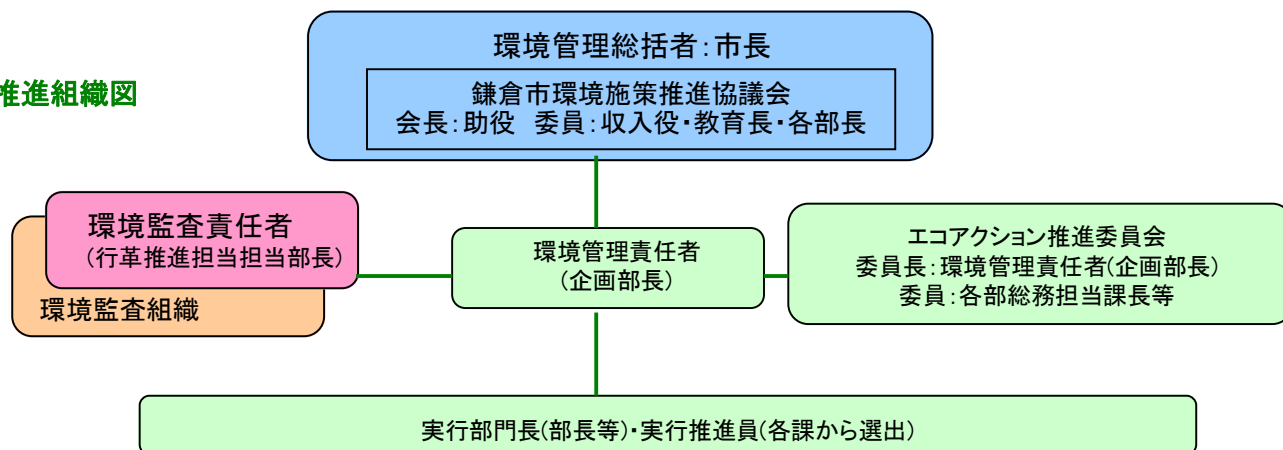
主な環境法令

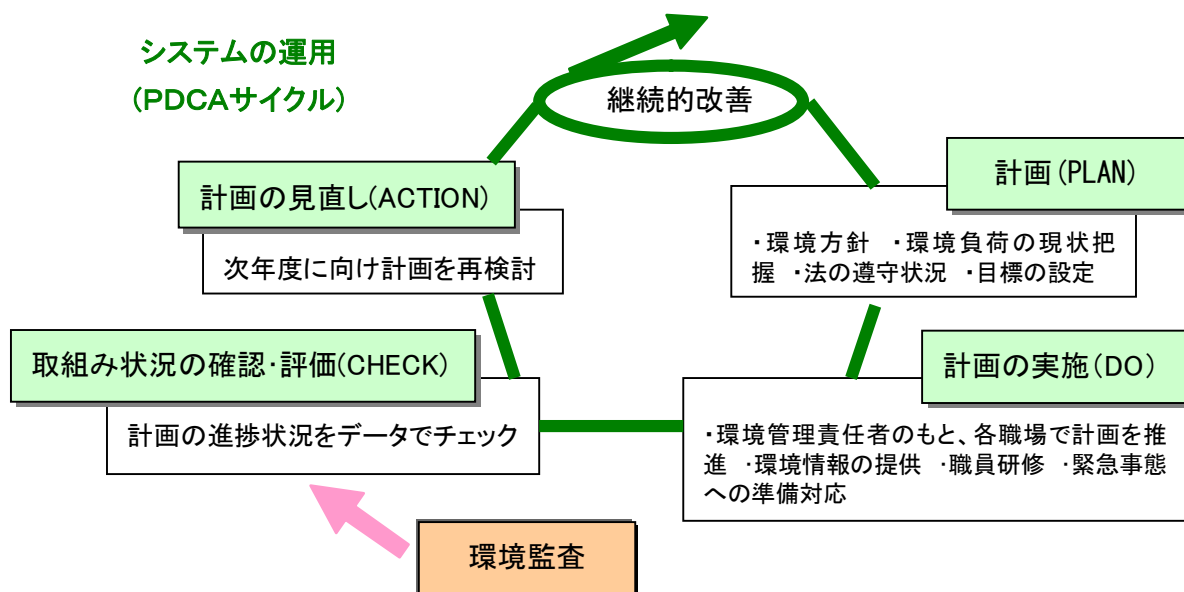
- 大気汚染防止法 一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉などによるばい煙・粉塵などを規制
- 自動車NO_x・PM法 トラックやディーゼル乗用車からの窒素酸化物と粒子状物質の排出などを規制
- 水質汚濁防止法 水質浄化センターなどからの排水の水質を規制
- 騒音規制法・振動規制法 一定規模以上の圧縮機・送風機などによる騒音・振動を規制
- ダイオキシン類対策特別措置法 クリーンセンターのごみ燃焼による大気へのダイオキシン類の排出を規制
- PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 PCB使用電気機器の適正保管を規定
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 騒音・振動・大気汚染などを生じる可能性がある設備やディーゼル車による粒子状物質排出量などを規制
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 平成15年10月1日に施行され、16年 10月1日に完全施行の予定。今後、策定される国の基本方針を踏まえて、市としての基本方針を策定する予定。

推進体制

鎌倉市役所では、事務事業に伴う環境負荷を低減する仕組みとして、環境活動評価プログラム(エコアクション 21)を基本に環境マネジメントに取り組んでいます。さらに、実効性を高めるため、独自に内部監査を取り入れています。

推進組織図





環境監査

環境監査は、環境監査責任者以下 6 名の職員による環境監査組織で行っています。

今回は、施設を所管する 10 の部等とエコアクション推進委員会に対してヒアリング調査を実施し、残りの 9 部等については、文書による監査に留めました。また、鎌倉芸術館、笛田リサイクルセンター、山崎水質浄化センター及び大船消防署の 4 施設において現場監査を実施しました。監査の主なチェックポイントは、各部等における環境マネジメントシステムの構築状況、環境目標及び取組自己チェックの前年度対比による達成状況としました。

監査実施期日 ヒアリング監査 平成 16 年 7 月 23 日(金)、現場監査 平成 16 年 7 月 26 日(月)

監査の結果 監査の範囲において「重大な指摘事項」、「軽微な指摘事項」及び「観察事項」はなく、結果は概ね良好でした。また、模範となる事例(クローズアップ事例:裏表紙参照)を 2 点選ぶとともに、次の 5 点を留意事項とし、さらなる取組の推進を促しました。

- 1 実行部門長、実行推進員を中心とした、各部ごとにおける環境マネジメントシステムの構築と実践
- 2 すべての部等における数値目標に基づく持続可能な運営管理
- 3 各部門内での職員に対しての環境に関する意識啓発
- 4 委託業者、関連事業者に対してのエコアクション 21 の普及促進
- 5 環境負荷の低減をふまえた環境関連設備の更新及び大規模修繕の計画的実施



山崎水質浄化センター(写真左)と大船消防署(写真右)における現場監査



環境情報の提供や情報交換(環境コミュニケーション)

鎌倉市役所の環境マネジメントへの取り組み状況を「環境活動レポート」(本書)にまとめ、毎年度、公表します。今後とも、わかりやすい環境情報の提供に努めます。

ホームページによる情報の提供

鎌倉市のホームページ(グリーンネット)内の環境政策課のサイトでは本書を全文閲覧できるほか、市域の環境データなどの環境情報を掲載しています。今後も、ホームページを重要な情報提供の手段と考え、環境情報の充実に努めます。

鎌倉市のホームページアドレス
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/>



研 修

市の各施設では、環境保全に関する職員の資質を高めるため研修等を実施しています。このたび策定した環境行動計画を周知し、市役所全体で環境マネジメントを徹底していくために、全職員を対象にした研修を充実していきます。

■環境関連の有資格者

平成16年3月末現在、公害防止管理者、危険物取扱主任者、廃棄物処理施設技術管理者などの有資格者が延べ311人います。また、衛生管理者・特定化学物質等作業等の技能の取得に必要な講習等に6名を派遣しました。今後も施設運営等に必要な有資格者の増強を図ると共に、職員自ら、環境に関する意識や技術向上に努めます。

■15年度に実施した環境保全に関する研修

研修等の名称	対象・参加人数	内容
エコアクション21説明会	実行推進員112名	エコアクション21について
グリーン購入調達方針説明会	グリーン購入担当者137名	グリーン購入調達方針について
新採用職員追研修	新採用職員22名	ごみ行政
清掃実務体験研修	新採用職員22名	クリーンセンター・リサイクルセンターでの清掃実務
新任管理監督者研修	新任課長・課長補佐・係長45名	環境政策について
ダイオキシン類安全衛生講習	名越クリーンセンター職員26名	労働安全衛生法改正の解説

■『ストップ温暖化ニュース』『エコアクションニュース』の発行

平成14年12月に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」に関する情報提供や取り組みの呼びかけを行うため『ストップ温暖化ニュース』を平成14年度に発行し、平成15年度は4回発行しました。

また、平成16年3月18日には、『ストップ温暖化ニュース』を『エコアクションニュース』と改題した改定創刊号を発行し、鎌倉市役所エコアクション21がスタートしたことなどを周知しました。平成16年度も『エコアクションニュース』を5回発行し、エコアクションへの取り組みを促していきます。

クローズアップ事例を紹介

生涯学習部

チラシ掲示による啓発

実行推進員からのお願いをチラシにして各課へ周知しています。推進員が一人で悩まずに、部の職員の協力を呼びかけるのは大切です。

再確認 ご協力お願いします♪♪

＊ ＊ プラのすて方 ＊ ＊

●汚れ物は必ず洗って

＊お弁当、お味噌汁やラーメンの空き容器、プラ入り飲み物など。洗っていないものは、出す時に洗っています（>_<）。

＊ストロー、スプーンなどは燃えるゴミです。コップは洗ってプラへ。

●ビニールにいれずにバラで

＊袋に入ったものはすべて袋から出して確認しています。

●ふたも外してくださいね！

＊ふた、容器ともプラの場合も、中が洗ってあるかどうか確認するため、ふたは外してください。



生涯学習課総務担当

消防本部

環境行動計画の作成と実践

前回に引き続き、クローズアップ事例に選ばれました。消防本部では、部門の環境目標をA4 版 1 ページの文書にまとめ、組織内に周知しています。一部を抜粋して紹介すると…。

・光熱水費について

四半期ごとに参考として送付している光熱水費前年度月別対照表を活用して更なる削減努力をお願いします。

・紙購入量の削減について

各課署所においても、紙使用量が確認できる体制を確保する。

・公害発生要因のある設備等の管理の徹底について

有害産業廃棄物 感染性廃棄物の管理については、警防課示達を遵守する。



古紙配合率 100%再生紙を使用しています

鎌倉市役所環境活動レポート

発行 平成 16 年9月7日

鎌倉市環境施策推進協議会(事務局:企画部環境政策課)

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL 0467(23)3000 Fax 0467(23)8700

URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/>

E-mail kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp